

令和3年8月30日

沖縄県緊急事態宣言期間中の渡嘉敷村青少年旅行村施設

(キャンプ施設など) 利用について (更新)

沖縄県全域緊急事態宣言再延長により、当面の間、青少年旅行村施設の利用制限を下記のとおり行いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

キャンプ宿泊利用 不可

予約受付は9月13日以降の予約のみ受けつけます。

また、緊急事態宣言再延長となり、予約日が緊急事態宣言期間となる場合は自動的に予約キャンセルとなりますのでご了承ください。

※船便への乗遅れやその他宿泊施設の宿泊不可等、やむを得ない理由がある場合には、キャンプ施設管理者の許可を受けた方に関し宿泊利用を行う。

日帰りキャンプ利用 可

※1家族、もしくは1グループ5名までの利用に限る。

トイレ・シャワー施設利用 可

通常通りの利用です。

その他管理棟内のコインロッカーや休憩所利用 可

通常通りの利用です。

その他、ご不明な点がございましたら下記の連絡先へお問い合わせください。

指定管理者：(株)丸二商会

TEL=098-987-2208